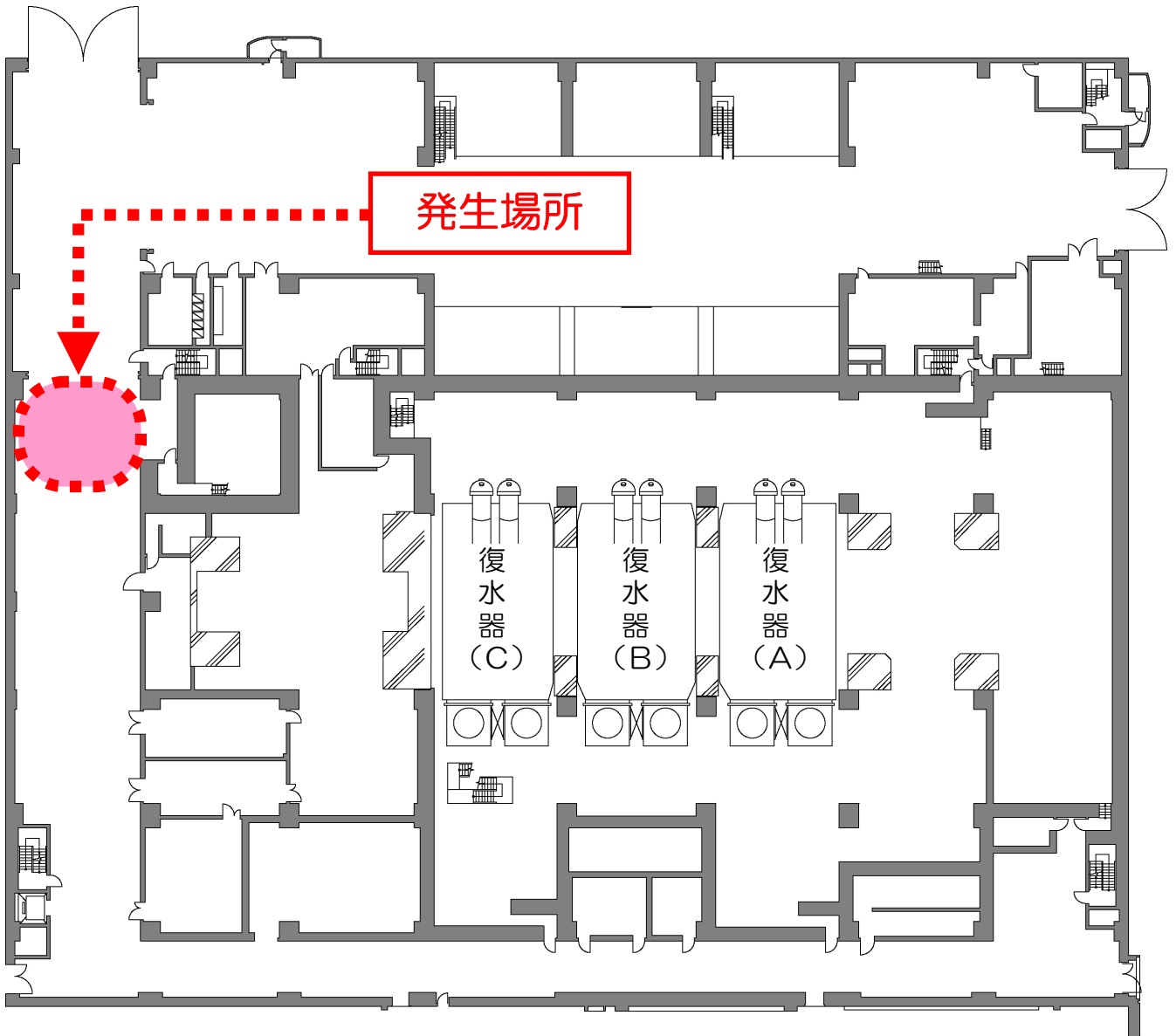


**区分：**

号機	7号機	
件名	タービン建屋（管理区域）におけるけが人の発生について	
不適合の概要	<p>平成 20 年 10 月 16 日午後 11 時 18 分頃、7号機タービン建屋 1 階（管理区域）において、協力企業作業員がタービン翼の取付作業を行っていたところ、翼を押さえていた左手小指を共同作業員の振り下ろしたハンマーにより誤って叩かれ、負傷しました。このため、業務車で病院へ搬送し、診察を受けました。</p> <p>なお、作業員の身体に放射性物質による汚染はありません。</p>	
安全上の重要度 / 損傷の程度	<安全上の重要度> 安全上重要な機器等 / <u>その他設備</u>	<損傷の程度> 法令報告要 法令報告不要 調査・検討中
対応状況	診察の結果、左手小指骨折と診断されました。 今後、同様の事象が生じない様に作業手順の見直しを図り、再発防止に努めます。	

7号機タービン建屋（管理区域）におけるけが人の発生について



柏崎刈羽原子力発電所7号機 タービン建屋 1階